

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 18 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2010～2013

課題番号：22243002

研究課題名(和文) 中国、ベトナム、ロシアおよび中央アジア諸国の裁判統制制度に関する比較総合研究

研究課題名(英文) Comparative Research on the System of Control over Justice in China, Vietnam, Russia and Central Asian Countries

研究代表者

杉浦 一孝 (SUGIURA, KAZUTAKA)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・名誉教授

研究者番号：80115584

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 16,400,000円、(間接経費) 4,920,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の課題は、中国、ベトナム、ロシアおよび中央アジア諸国の裁判統制制度を歴史的に分析し、その結果を比較することであった。われわれは、裁判統制を、国または支配政党が特定の政策を実現するため、直接であれ、間接的であれ、裁判を統制しようとする国の立法機関、行政機関または司法機関の担い手や支配政党の有力者の活動ととらえ、その制度として、裁判官の人事制度、監督審制度、最高裁判所の法令適用指針制度、裁判所の予算制度および裁判統制のその他の制度を取り上げ、これらの制度が裁判統制の手段として機能していることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The subject of this research was analyzing historically the system of control over justice in China, Vietnam, Russia and the countries in Central Asia, and comparing the result. We considered control over justice as actions of persons who bear the legislature, the executive or the judiciary of the State, and influential persons in the ruling party to control the judiciary, directly or indirectly, in order to implement certain specific policies of the State or the ruling party. We took up personnel matters regarding judges, supervisory review system, Supreme Court guidelines on application of laws, court budget and other systems related to control over justice as the system of control over justice, and showed clearly that these systems were functioning as a channel of control over justice.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：基礎法学 比較法 裁判 社会主義国 体制移行国 裁判統制 国際研究者交流

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、学術的には、2007年6月の比較法学会の社会主義法・アジア法部会でのミニ・シンポジウム「現存(旧)社会主義国における『裁判統制制度』の改革についての比較検討」の研究成果を発展させるものであった。研究代表者・杉浦一孝は、このシンポジウムのコーディネーターを務め、連携研究者の何人かは、報告を担当した。ミニ・シンポジウムでは、裁判統制制度として、各国の監督審制度と最高裁判所の法令適用指針制度の二つが取り上げられた。

(2) 前者の監督審制度は、非常救済制度である再審制度の一つであり、これまで社会主義国の裁判制度に特徴的なものとして把握されてきた。例えば、ソ連時代には、この制度は、確定裁判の再審の一つの形態であり、その目的・任務は、「裁判所の判決または決定が違法で不当であるときは、一つといえども、それに効力をもたせない」ことにあるとされ、ソ連最高裁判所長官およびソ連検事総長をはじめとする上級裁判所および上級検察庁の各長などに監督審への再審の申立権があたえられていた(ペ・イ・クドゥリャフツェフ編集『法律学辞典』第1巻(モスクワ、1956年)605頁)。この申立権は、訴訟当事者の知らないところで行使され、この点にも、監督審制度の裁判統制制度としての性格があらわれていた。この監督審制度は、社会主義国を自認する中国やベトナムに存続することはいうまでもなく、訴訟当事者の権利および法益の保護を重視した訴訟法の改正により一部変更されながらも、ロシアなどにも基本的に引き継がれている。

(3) 後者の法令適用指針制度は、最高裁判所が問題領域ごとに裁判実務を検討し、決定により当該領域の法令の適用の問題について下級裁判所に説明をあたえるものであり、これも、社会主義国の裁判制度に共通にみられる制度であった。審級制度よりも、むしろこの制度により下級裁判所に対する指導をとおして裁判の統一を確保することが図られてきたのである。裁判統制の重要な手段の一つであるこの最高裁判所の法令適用指針制度は、ソ連解体後も、ロシア、中央アジア諸国などに引き継がれており、中国およびベトナムにも、もちろん、同様な制度が維持されている。

(4) 比較法学会のミニ・シンポジウムでは、中国、ベトナム、ロシアおよびウズベキスタンの計4カ国のそれら二つの制度を比較検討したが、それは、各国の現行のそれらの制度の内容を正確に押さえ、論点を整理するだけにとどまり、本格的な比較研究の前提となる各国のそれぞれの制度の淵源、その確立の歴史的背景、その運用実態と改革の課題などを明らかにすることは、今後の検討課題として

残されることになった。したがって、国内には、このような比較の視点から、現存社会主義国および旧社会主義国の裁判統制制度としての監督審制度と最高裁判所の法令適用指針制度を歴史的に分析した研究成果はまだなく、国外についても、同じような研究状況であった。本研究を開始したのは、まさに以上の理由からであった。

2. 研究の目的

(1) 前世紀末のユーラシア大陸における社会主義体制の崩壊は、それまで社会主義国に固有な法制度として考えられていたものをすべて過去のものとして押し流したわけではない。その中には、上記の監督審制度および最高裁判所の法令適用指針制度を含む裁判統制制度がある。これは、とくに市場経済の発展および民主化の要求にともなって強まってきた「裁判の予見可能性および透明性の確保」という要請とは相容れない制度である。

(2) 本研究の目的は、社会主義体制を脱して資本主義社会への道を歩んでいるロシア、中央アジア諸国などの体制移行国の裁判統制制度およびその改革の到達点と、市場原理を導入しながら、今なお一党支配体制を堅持している中国およびベトナムの現存社会主義国のそれらを比較検討し、各国の裁判統制制度の特質と今後のその改革の行方を明らかにすることであった。

(3) 本研究は、前世紀末から名古屋大学大学院法学研究科および名古屋大学法政国際教育協力研究センターが機関として進めている法整備支援事業の一環として、アジアの体制移行国における司法改革事業に対する国際協力を推進する上で、必要不可欠な基礎研究としての意味ももっていた。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、既成の理論的枠組みにとらわれず、現存社会主義国および旧社会主義国の裁判統制制度の確立、展開および改革動向の実証的分析を重視し、その分析結果の比較検討にもとづいて、ロシア、中央アジア諸国(ウズベキスタンとカザフスタン)、中国およびベトナムの裁判統制制度の特質を明らかにするというアプローチを取った。このようなアプローチを取ることにより、はじめてそれらの国の裁判統制の各制度の存在根拠を内在的に問うことができると考えたからである。

(2) 本研究の目的を果すためには、文献資料を収集・分析するだけでなく、研究対象国の最高裁判所、司法省、最高検察庁などで、事前に作成した調査項目について調査を実施し、その結果を分析するとともに、この調査で協力を得た当該国の法学者・法律実務家

との共同研究が必要であった。上記の研究対象国5カ国は、一般的に言えば、以前と比べると、情報をオープンにしてきてはいるが、欧米諸国の研究資料の収集と比較すると、この5カ国のそれにはかなりの困難がともなう。とくに本研究の研究課題に関する研究資料には、ヒアリングを含む現地調査によらなければ入手することができないものが多い。そのため、本研究では、これまで以上に、当該国の法学者・法律実務家の協力のもとで現地調査を実施し、彼らと共同研究を行うことが不可欠だと考え、これを可能な限り追求した。

4. 研究成果

(1) 本研究では、裁判統制を、国または支配政党が特定の政策を実現するため、直接的であれ、間接的であれ、裁判を統制しようとする国の立法機関、行政機関または司法機関の担い手や支配政党の有力者の活動と定義したが、国によって、同じ活動が違憲・違法とされたり、反対に、合憲・合法とされたりする。また、裁判統制は、社会主義国だけではなく、資本主義国にも見られる現象である。中東欧諸国の社会主義体制が崩壊し、ソ連が解体して20年余りが経過した今日、権力分立の原則を統治機構の編成原理とし、司法権の独立の原則を承認する国では、裁判統制という言葉が公然と語られることはない。しかし、上記のような意味での裁判統制がなくなったわけではなく、例えば、審級制度がそのような裁判統制としての機能を果たすこともあり得るのである。当該国の最高裁判所による一種の裁判統制である。他方、社会主義国では、社会主義社会の実現のため、これまで統治の道具としての裁判に対する統制が公然と主張されてきた。今も社会主義を標榜する国では、裁判統制が行われている。

(2) 社会体制の違いを問わず、裁判統制をその主体によって類型化すれば、次のようになる。

支配政党（その時点での多数派の指導的の中核部分）による裁判統制

国家権力の政治部門（議会の多数派、政府機関）による裁判統制：これは、権力分立および司法権の独立の原則を採用する国では、それらの原則に抵触することになり、さらに裁判に対する検察官の一般監督を認める国では、裁判官の独立の原則との理論的緊張関係に陥ることになる。

国家権力の裁判部門（最高裁判所（の多数派）下級裁判所の長）による裁判統制：これは、裁判官の独立を憲法上の原則として承認する国では、その原則に抵触することになる。

この類型化は、あくまでも便宜的な分析枠組であり、支配政党と国家機関とが癒着している一党支配体制の国（例えば、中国）では、場合によっては、支配政党による裁判統制の側面が全面に押し出されてくる場面があら

われることもある。本研究では、研究対象国ごとに、これら類型化した各裁判統制の諸制度を歴史的に検討し、その結果を比較することにより、本研究の目的を追求した。

(3) 本研究では、次の諸制度が裁判統制の制度としてとくに重要であると考えて、それらの検討を行い、裁判統制の機能を果していることを明らかにした。

裁判官の人事制度：社会主義国の裁判所の構成の領域で裁判統制の機能を果たすのは、制度的には、選挙制であれ、任命制であれ、一党支配体制のもとで支配政党が事実上掌握している裁判官の人事権である。ノメンクラトゥーラ制度にもとづく旧ソ連共産党による裁判官の人事権の掌握がその典型である。ソ連解体後、脱社会主義化の道を歩みながらも、大統領中心の権威主義的な政治体制を取っている中央アジア諸国（ウズベキスタンおよびカザフスタン）やロシアでは、大統領が制度上裁判官の人事権を掌握し、それが裁判統制としての機能を果している。

監督審制度：これは、客観的な真実の究明をもっとも重要な目的とする実体的真実主義という考え方にもとづく訴訟制度であるが、「客観的な真実」を口実に裁判統制の制度として使われてきた。社会主義国を自認する中国やベトナムにこの制度が存続することは言うまでもなく、ロシアなどにも、訴訟当事者の権利および法益の保護を重視した訴訟法の改正により一部変更されながらも、基本的に引き継がれている。それは、裁判官の質の悪さに起因する誤判の多さに対応するための有効な手段であるとして正当化されている。しかし、この制度は、際限のない確定裁判の見直しをもたらし、法的安定性の原則を害するため、ロシアも加盟しているヨーロッパ評議会・ヨーロッパ人権裁判所等から抜本的な改革が求められている。

最高裁判所の法令適用指針制度：ロシアの場合、これは、帝政ロシア時代の元老院（19世紀以後は、おもに最高裁判所としての役割を果たす。）による法律解釈指針の制度にその淵源が求められ、ソ連時代に再現されたものである。これが社会主義国の中国やベトナムの裁判制度に今なお見られ、中国の場合、法令の適用に関する最高裁判所の説明には法的拘束力（法源性）が認められている。この制度は、ソ連解体後のロシアや中央アジア諸国にも引き継がれ、裁判統制の重要な手段の一つとして機能しているが、ロシアなどの場合、裁判官の独立が憲法上の原則とされているため（憲法および法律にのみしたがうことが裁判官には求められている。）最高裁判所のその説明を法源として認めるかどうかをめぐる激しい論争が展開されている。

裁判所の予算制度：ロシアや中央アジア諸国の場合、裁判所の経費は、国の歳出予算によって賄われることになっている（例えば、1993年ロシア憲法第124条）が、政府が予算

案編成をし、議会がそれを承認することになっているため、場合によっては、その仕組みが裁判統制としての機能を果たすこともあり得る。また裁判所の歳出予算が足りないため、裁判所の経費の一部を地方の権力機関に頼らざるを得ない現実もあり、それが裁判統制をもたらしことにもなっている。他方、中国の場合、裁判所の経費が、国の歳出予算だけでなく、省等の歳出予算によっても賄われているため、それが「地方政府」による裁判統制の手段として機能することがある。

裁判統制のその他の制度：裁判統制のその他の制度として、例えば、中国には、具体的な事件を担当している法廷ではなく、当該裁判所内部に常設されている裁判委員会（中国共産党員である当該裁判所の長、次長等から構成されている。）が裁判について最終決定をする制度、上級裁判所に対し下級裁判所が具体的な事件の実体的判断等を求め、その回答にしたがって裁判をする制度などが公式に存在している。後者については、ソ連時代に類似の「区域担当制度(ゾーン・システム)」があったが、現在、ロシアには、地域によって非公式の制度として一部存続している。ロシアや中央アジア諸国では、裁判所の長による裁判官への事件配分の制度も、裁判統制の手段として機能することがある。さらに、中国やベトナムはもちろんのこと、ロシアおよび中央アジア諸国にも、社会主義時代から基本的に引き継いでいる裁判に対する検察庁の一般監督という制度があり、これも、裁判統制の制度として機能している。

(4) 本研究により、中国、ベトナム、ロシアおよび中央アジア諸国(ウズベキスタンおよびカザフスタン)の裁判統制制度の共通な側面と独自の側面が明らかになったが、いずれの国も、今なお司法制度改革の途上にある。今日、経済領域のみならず、法領域においてもグローバル・スタンダードの確立が求められる一方、長い歴史の中で培われてきたそれぞれの国の価値ある多様な法文化の維持・発展も求められている。このような中で、司法界における腐敗現象の根絶だけでなく、裁判統制制度のさらなる改革にとっても緊要な課題となるのは、裁判制度の担い手である法律専門家としての裁判官の育成とその裁判官層の形成である。その意味では、それぞれの国の現行の裁判統制制度は、過渡的なものであり、法律専門家としての裁判官層が形成された段階では、不要なものとなる。今後、本研究で得られた知見が、法整備支援事業の一環であるアジアの社会主義国・体制移行国における司法改革事業への国際協力の推進に資するものとなることを期待する。

なお、2014年度中に本研究のまとめを名古屋大学法政論集で公表する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文](計16件)

杉浦 一孝、ロシアの監督審制度とヨーロッパ人権裁判所、名古屋大学法政論集、査読無、256号、2014年、1-54頁

飯 考行、ベトナムの司法改革とその課題 ドイモイ以降の20年間を中心に、名古屋大学法政論集、査読無、255号、2014年、367-445頁

http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/bitstream/2237/19895/1/10_%e9%a3%af%e8%80%83%e8%a1%8c%20%e6%a7%98.pdf

佐藤 史人、現代ロシアにおける権力分立の構造 大統領権限をめぐる憲法裁判の展開、名古屋大学法政論集、査読無、255号、481-518頁

http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/bitstream/2237/19897/1/12_%e4%bd%90%e8%97%a4%e5%8f%b2%e4%ba%ba%20%e6%a7%98.pdf

大河内 美紀、「司法の独立」のグローバル化とその困難 ウズベキスタンの事例から考える、名古屋大学法政論集、査読無、255号、2014年、519-553頁

http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/bitstream/2237/19898/1/13_%e5%a4%a7%e6%b2%b3%e5%86%85%e7%be%8e%e7%b4%80%20%e6%a7%98.pdf

坂口 一成、中国共産党政法委員会の事件協調制度に関する覚書、名古屋大学法政論集、査読無、255号、2014年、327-365頁

http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/bitstream/2237/19894/1/09_%e5%9d%82%e5%8f%a3%e4%b8%80%e6%88%90%20%e6%a7%98.pdf

坂口 一成、中国におけるえん罪と刑事裁判の正統性 公正をめぐる「党の指導」と「裁判の独立」、アジア法研究、査読無、6号、2013年、105-118頁

杉浦 一孝、ロシア連邦における公正な裁判を受ける権利とヨーロッパ人権裁判所、名古屋大学法政論集、査読無、245号、2012年、323-381頁

<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/bitstream/2237/16929/1/11-%e6%9d%89%e6%b5%a6%e4%b8%80%e5%ad%9d%e6%a7%98.pdf>

杉浦 一孝、メドヴェージェフ時代の憲法裁判所と司法改革、ユーラシア研究、査読無、44号、2011年、20-25頁

[学会発表](計6件)

飯 考行、System May Change, But Nature Stays Virtually the Same? : Japan's Reforms on Judicial Appointment and Evaluation. "Successes, Failures, and Remaining Issues of the Justice System Reform in Japan" Symposium, 8 sept. 2012 UC Hastings College of Law, San Francisco

杉浦 一孝、人権保障における憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所 ロシア連邦、比較法学会、2011年6月4日、法政大学（東京）

〔図書〕（計2件）

木間 正道、鈴木 賢、高見澤 磨、宇田川 幸則、有斐閣、現代中国法入門〔第6版〕、2012年、416頁（鈴木：62-106頁、186-263頁、356-372頁、高見澤：2-23頁、280-319頁、宇田川：138-185頁、264-279頁）

杉原 泰雄、樋口 陽一、森 英樹、杉浦 一孝 他、日本評論社、長谷川正安先生追悼論集 戦後法学と憲法 歴史・現状・展望、2012年、1276頁（杉浦：160-180頁）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

杉浦 一孝（SUGIURA, Kazutaka）
名古屋大学・大学院法学研究科・名誉教授
研究者番号：80115584

(2) 研究分担者

鮎京 正訓（AIKYO, Masanori）
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40126826

市橋 克哉（ICHIHASI, Katuya）
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40159843

宇田川 幸則（UDAGAWA, Yukinori）
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80298835

(3) 連携研究者

高見澤 磨（TAKAMIZAWA, Osamu）
東京大学・東洋文化研究所・教授
研究者番号：70212016

鈴木 賢（SUZUKI, Ken）
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80226505

コン テイリー（KUONG, Teillee）
名古屋大学・法政国際教育協力研究センター
一・准教授
研究者番号：80377788

飯 考行（II, Takayuki）
弘前大学・人文学部・准教授
研究者番号：40367016

篠田 優（SHINODA, Yu）
北星学園大学・経済学部・教授
研究者番号：00196396

阿曾 正浩（ASO, Masahiro）
北見工業大学・工学部・准教授
研究者番号：00221721

渋谷 謙次郎（SHIBUYA, Kenjiro）
神戸大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：50346277

伊藤 知義（ITO, Tomoyoshi）
中央大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：00151522

樹神 成（KODAMA, Shigeru）
三重大学・人文学部・教授
研究者番号：20186703

大河内 美紀（OHKOHCHI, Minori）
名古屋大学・法政国際教育協力研究センター
一・教授
研究者番号：20345838

坂口 一成（SAKAGUCHI, Kazushige）
大阪大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：10507156
（2012年度より連携研究者）

佐藤 史人（SATO, Fumito）
名古屋大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：50350418
（2013年度より連携研究者）